行政不服審査法に基づく異議申立てに係る意見聴取会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要及び事案に関して利害関係があることを疎明する事実を付して届け出ます。

（意見の概要）

（事案に関して利害関係があることを疎明する事実）

備考

1　届出書の様式の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要及び事実に関して利害関係があることを疎明する事実は、できる限り所定の欄に記載することとし、詳細を記載する場合には、別記に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 22 年 12 月 10 日

東北地方整備局長　青山　俊行

道路の種類	路線名	区間
一般国道	45号	仙台市宮城野区苦竹一丁目１番１から同市宮城野区苦竹一丁目44番３までの上下線
		仙台市宮城野区苦竹一丁目44番３から同市宮城野区苦竹二丁目587番１までの下り線

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、株式会社日本航空インターナショナルから、日本航空キャビンクルーユニオンが整理解雇の人選基準（案）を撤回し、整理解雇を絶対行わないことの要求に関して行う争議行為に対抗して、平成22年12月13日以降、同組合の組合員が従事する全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、長野県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 12 月 10 日

厚生労働大臣　細川　律夫

国土交通

平成 22 年度土地区画整理士技術検定合格者

土地区画整理士技術検定規則第６条の規定により、平成22年度土地区画整理士技術検定に合格した者の受検番号を次のとおり公告する。

平成 22 年 12 月 10 日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

20006	25001	30004	30012	30014
30020	30023	30036	30046	30047
30049	30051	30054	30055	30070
30088	30103	30121	30136	30141
35002	35003	35004	35006	36004
36006	36007	36010	36011	36014
36017	36019	36020	36026	36031
36036	36037	36038	50001	50008
50010	50016	50018	50019	50031
55001	56002	60005	60006	60008
60009	60022	60028	60030	60036
63001	65001	65002	90024	95002
96001	96002	96003	96005	

公　告

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第５条の２第２項（同法第６条第６項、第７条第４項及び第11条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成 22 年 12 月 10 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

1　日時　平成22年12月21日午後２時30分から

2　場所　東京都千代田区九段南２丁目１番５号　農林水産省三番町共用会議所

3　意見を聴こうとする事項

⑴　輸入検疫措置の対象となる検疫有害動植物の規定方法を、輸入検疫措置の対象とならない有害動植物を明示する方式から、輸入検疫措置の対象とする検疫有害動植物を、原則として学名（和名等一般化した名称がある場合はこれを併記）をもって、新たに規定する規則別表１に明示する方式に変更すること（規則第５条の２関係）について

⑵　輸出国の栽培地において、検疫有害動植物の付着の有無の検査を行う必要がある植物（以下「要検査植物」という。）について、現行の規則別表１を規則別表１の２に変更し、同表中の検疫有害動植物及びその発生地域並びに要検査植物について、４種類の有害植物を追加し、６種類の有害動植物の発生地域を追加するとともに、検疫有害動植物の名称の表記方法を、和名から、「学名（和名を併記）」に変更すること（規則第５条の４関係）について

⑶　輸入禁止地域及び輸入禁止植物を定める規則別表２中の検疫有害動植物及びその発生地域並びに寄主植物について、２種類の有害動物の発生地域及び寄主植物並びに４種類の有害動植物の発生地域を追加し、３種類の有害動植物の発生地域の一部を削除するとともに、検疫有害動植物の名称の表記方法を、和名又は学名の音読表記から、「学名（和名がある場合はこれを併記）」に変更すること（規則第９条関係）について

⑷　規則別表２とは別に、輸入禁止地域及び輸入禁止植物を定め、輸出国の政府機関によってあらかじめ所定の基準が満たされている植物にあっては輸入の禁止の対象から除外し、それ以外の植物にあっては原則どおり輸入の禁止の対象とすることとし、新たに規則別表２の２を規定して、３種類の有害植物の発生地域、寄主植物及び輸入の禁止の対象から除外する基準を定めること（規則第９条関係）について

⑸　上記⑴の輸入検疫措置の対象となる検疫有害動植物の規定方法の変更に伴い、廃棄消毒等措置の基準（輸入植物検疫規程（昭和25年７月８日農林省告示第206号）別表第２）に例示されている検疫有害動植物を見直すことについて

4　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは同課検疫対策室長）

5　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の⑴及び⑵の事項を記載した農林水産大臣あての文書を平成22年12月17日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

6　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人に対し公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合